

川越都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・5・17 号笠幡小仙波線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・5・17	笠幡小仙波線	川越市大字笠幡字本田中	川越市大字小仙波字雑敷	川越市松江町	約 10,490m	地表式	2 車線	15m	J R 川越線及び東武東上線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 10 箇所 幹線街路と立体交差 1 箇所	
	3・5・19	川越上尾線	川越市宮下町 1 丁目	川越市大字中老袋字田島	川越市大字鴨田	約 4,510m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・5・17 号笠幡小仙波線及び 3・5・19 号川越上尾線について、現道を活用した線形に変更することとし、併せて車線の数を定めるものです。

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県の中核部に位置しています。また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【3・5・17号笠幡小仙波線】

本路線は、川越市大字笠幡字本田中を起点とし、川越市大字小仙波字雑敷に至る延長約10,440m、幅員15.0mの幹線街路です。

【3・5・19号川越上尾線】

本路線は、川越市宮下町1丁目を起点とし、川越市大字中老袋字田島に至る延長約4,480m、幅員12.0mの幹線街路です。

II. 変更理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・5・17号笠幡小仙波線及び3・5・19号川越上尾線について、現道を活用した線形に変更することとし、併せて車線の数を定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・5・17号 笠幡小仙波線	約10,490m (10,440m)	2車線 (-)	15m	・一部区間の線形変更 ・車線数の決定
3・5・19号 川越上尾線	約4,510m (4,480m)	2車線 (-)	12m	・一部区間の線形変更 ・車線数の決定

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①用途地域（川越市決定）